

施策目標個票

(国土交通省26-⑪)

| | | |
|------------------|--|---|
| 施策目標 | 住宅・市街地の防災性を向上する | |
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | 防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。 | |
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 目標達成に向け着実に実績値が進展している施策がある一方で、経済社会情勢の変化等による影響により、今後も目標達成に向け努力が必要である施策が存在することから、「④進展が大きくない」と判断する。 |
| | 施策の分析 | 事前分析表に達成手段として掲げた事業について、引き続き補助しており達成すべき目標へ有効かつ効率的に寄与している。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 今後とも大規模地震や気候変動による降雨強度の増加といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を軽減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。 |

| 業績指標 | 内容 | 初期値 | 実績値 | | | | | 評価 | 目標値 | |
|------|--|--|----------|----------|---------|---------|----------|---------|----------|----------|
| | | 23年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | 28年度 | |
| 46 | 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積 | 6,466ha | - | 6,466ha | 8,016ha | 9,586ha | 10,752ha | A | 13,000ha | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | - | |
| | 47 | 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 | 約73% | 約73% | 約78% | 約74% | 約76% | B | 約84% | |
| | | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | | - | - |
| 48 | 下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合) | 約53% | - | 約53% | 約55% | 約57% | 約58% | A | 約60% | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | - | |
| | 49 | 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 | 約6,000ha | 約6,000ha | 5,745ha | - | - | 4,547ha | B | 約3,000ha |
| | | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | - |
| 50 | 地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合 | 約5% | - | 約5% | 約9% | 約8% | 約14% | A | 約50% | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | - | |
| | 51 | 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合) | 約34% | - | 約34% | 約41% | 約46% | 約52% | B | 約70% |
| | | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | - |
| 52 | 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 | 約15% | - | 約15% | 約39% | 約43% | 約56% | B | 約100% | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | - | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------|------|------|------|------|------|-------|------|
| 53 下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体) | 初期値 | 実績値 | | | | | 評価 | 目標値 |
| | 23年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | 28年度 |
| | 約51% | - | 約51% | 約71% | 約84% | 約90% | 約100% | |
| | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | A | |
| 54多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅) | 初期値 | 実績値 | | | | | 評価 | 目標値 |
| | 20年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | 27年度 |
| | ①約80% | - | - | - | 約85% | - | B 90% | |
| | ②約79% | - | - | - | 約82% | - | B 90% | |
| 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | - | | | |

| 区分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度要求額 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 当初予算(a) | 88,248 | 100,928 | 117,319 | 115,036 |
| 補正予算(b) | 5,000 | 0 | 1,000 | - | |
| 前年度繰越等(c) | 55,638 | 62,683 | 70,600 | - | |
| 合計(a+b+c) | 148,886 | 163,612 | 188,919 | 115,036 | |
| 執行額(百万円) | 71,273 | 84,054 | | | |
| 翌年度繰越額(百万円) | 62,683 | 70,600 | | | |
| 不用額(百万円) | 14,930 | 8,958 | | | |

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(24年度:15,858億円、25年度:19,594億円、26年度:19,964億円、27年度:19,966億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(24年度:8,329億円)等の内数がある。

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 国土交通省政策評価会(平成27年6月23日) |
| | <意見等> 主要な業績指標が多すぎる。 <対応方針> 評価会からの指摘を踏まえ、社会資本整備重点計画のKPI指標の検討状況に鑑みて、主要な業績指標の選抜を行った。 |

| | | | | | |
|-------|-----|--------|---------------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 都市局 | 作成責任者名 | 都市安全課 (課長 林田 康孝) | 政策評価実施時期 | 平成27年8月 |
|-------|-----|--------|---------------------|----------|---------|

業績指標 4 6

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

| 評 価 | |
|-----|--|
| A | 目標値：13,000ha（平成28年度） 実績値：10,752ha（平成26年度） 9,586ha（平成25年度） 初期値：6,466ha（平成23年度） |

（指標の定義）

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）
- ・住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）
- ・新たな「社会資本整備重点計画」の策定について（平成24年8月31日）（第2章2.）

大規模地震発生の可能性の高い地域や地震時における大規模な火災の可能性や避難・消防活動の困難さ等が指摘されている密集市街地において、都市基盤の整備と合わせて街区の再編を行う面的な市街地整備や、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。避難することを前提にしたまちづくりを推進するため、津波による被害が想定される地域において、津波避難施設や避難地、避難路の整備や津波防災に関する地域住民の活動に対する支援を推進し、津波到達時間内での避難を可能にし、市街地等の安全性を向上させる。

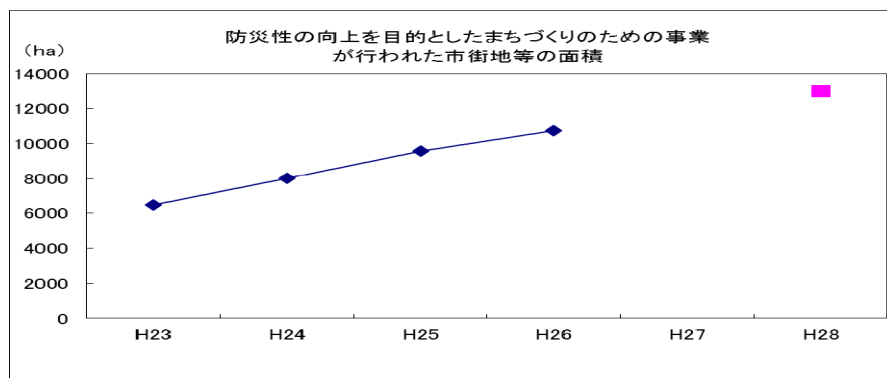
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

| 過去の実績値 | | | | (年度) |
|---------|---------|---------|----------|------|
| H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 6,466ha | 8,016ha | 9,586ha | 10,752ha | |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ①都市防災総合推進事業の推進
密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
予算額：防災・安全交付金 1.05兆円の内数（平成25年度国費）
防災・安全交付金 1.08兆円の内数（平成26年度国費）
- ②防災公園街区整備事業の推進
都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成26年度末までに10,752haの防災性能の向上が図られている。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、概ね順調に進捗していることから、Aと評価した。
- ・目標達成に向けて、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 横山 征成）
都市局都市安全課（課長 林田 康孝）
関係課：都市局都市計画課（課長 宇野 善昌）
都市局市街地整備課（課長 英 直彦）
都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）
都市局公園緑地・景観課（課長 椰野 良明）

業績指標 47

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

| 評 価 | |
|-----|--|
| B | 目標値：約 84% (平成 28 年度) 実績値：約 76% (平成 25 年度) 集計中 (平成 26 年度) 初期値：約 73% (平成 22 年度) |

(指標の定義)

人口 20 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 100% を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成 28 年度の目標値約 84% を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 162 回国会 施政方針演説（平成 17 年 1 月 27 日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第 166 回国会 施政方針演説（平成 19 年 1 月 26 日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

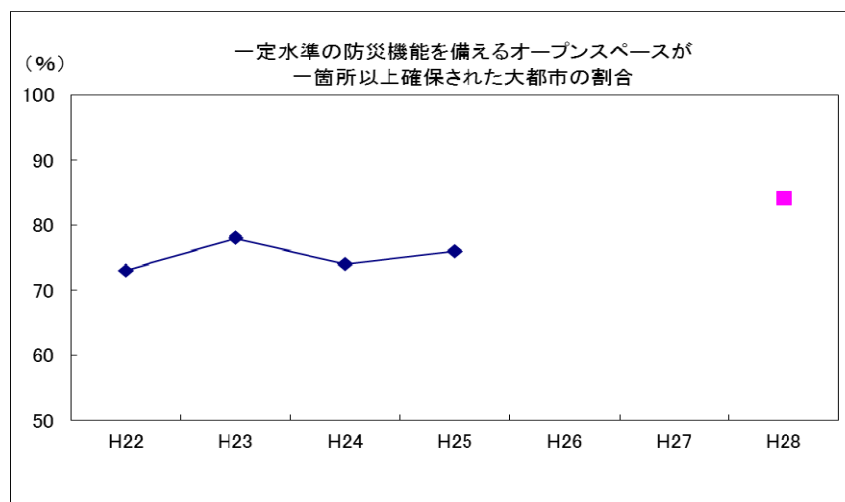
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

| 過去の実績値 | | | | | (年度) |
|--------|-------|-------|-------|-----|------|
| H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H28 |
| 約 73% | 約 78% | 約 74% | 約 76% | 集計中 | |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 9,124 億円、防災・安全交付金 10,841 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 932 億円の内数（平成 26 年度国費）

社会資本整備総合交付金 9,031 億円、防災・安全交付金 10,460 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 811 億円の内数（平成 25 年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 26 年度の実績値は集計中であるが、過去のトレンドから目標値にむかって順調に推移するものの、目標期限である平成 28 年度には目標値の達成は困難である。

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 26 年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドをやや下回る値であるため B と評価した。

・平成 23 年の東日本大震災の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

なし

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長 椰野 良明）

業績指標 48

下水道による都市浸水対策達成率（都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道（雨水）整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合）

評価

| | |
|---|---|
| A | 目標値：約60%（平成28年度） 実績値：約55%（平成25年度） 約58%（速報値）（平成26年度） 初期値：約53%（平成23年度） |
|---|---|

（指標の定義）

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。（＝①／②）

- ①：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積
- ②：都市浸水対策を実施すべき区域の面積

（目標設定の考え方・根拠）

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

（外部要因）

地元との調整状況

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章）

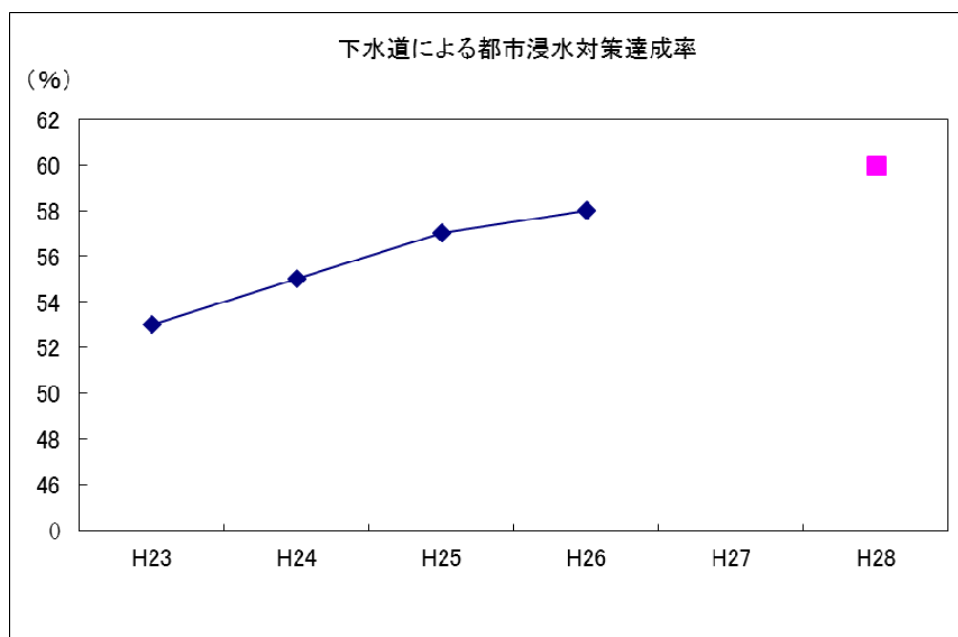
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章、第3章に記載あり」

【その他】

なし

| 過去の実績値 | | | | （年度） | |
|--------|------|------|-----------|------|--|
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 約53% | 約55% | 約57% | 約58%（集計中） | — | |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の被害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数(平成25年度国費)

9,124億円の内数(平成26年度国費)

防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数(平成25年度国費)

1兆0,841億円の内数(平成26年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成25年度国費)

53億円の内数(平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 下水道による都市浸水対策達成率の平成26年度の実績値は約58%であり、平成25年度から約3%上昇している。このトレンドを延長すると平成28年度に目標値を達成すると見込まれる。
- 近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取組みが必要である。

(事務事業等の実施状況)

- 平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- 平成21年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取組みを推進した。
- 平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- 従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体による浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、目標値に向けて着実に進展している。また、平成21年度には下水道浸水被害軽減総合事業を創設し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業に雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体のより効率的な浸水対策を推進していることから、Aと評価した。
- 近年の集中豪雨の増加などに起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力に限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- 平成27年度より、内水浸水シミュレーションに基づき、一定規模の被害のおそれのある地区を「下水道浸水被害軽減総合事業」の交付対象地区に追加し、事前防災・減災の観点からの事業も推進する。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 49

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

評 価

| | |
|---|---|
| B | 目標値：約3,000ha（50%）（平成27年度） 実績値：4,547ha（76%）（平成26年度） 初期値：約6,000ha（100%）（平成22年度） |
|---|---|

（指標の定義）

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

（目標設定の考え方・根拠）

平成18年9月19日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」の整備について、大規模火災に対する最低限の安全性を、平成23年度までに確保することが位置づけられた。これに基づき施策を推進してきたところであったが、社会における住宅を取り巻く状況変化を踏まえて、住生活基本計画（全国計画）の全部変更が平成23年3月15日閣議決定された。その中において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消（最低限の安全性を確保）することが位置づけられ、密集市街地の改善整備に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることとなった。この「平成32年度末」の期限は、できるかぎり早期に最低限の安全性の確保を目指すこととして設定したものである。また、今回、政策評価基本計画の「5年以内の目標値を業績目標として設定」ということを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第189回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）
- ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日）（第Ⅱ．3つのアクションプラン≫一、日本産業再興プラン≫5．立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上）
外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。

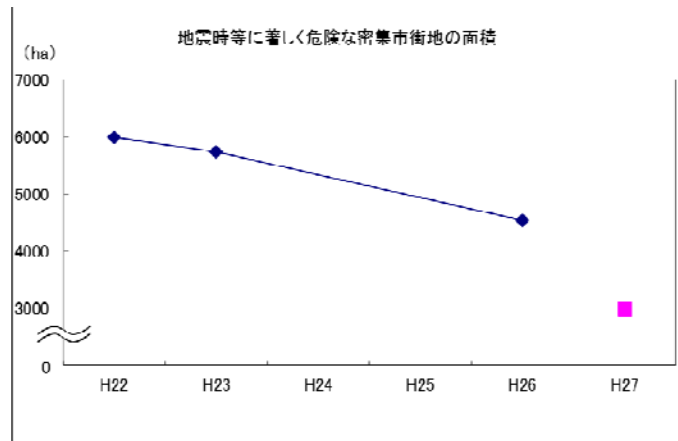
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章にあり」

【その他】

なし

| 過去の実績値 | | | | (年度) |
|----------------|--------------|-------|-------|--------------|
| H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |
| 約 6, 0 0 0 h a | 5, 7 4 5 h a | — | — | 4, 5 4 7 h a |



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。
 (予算額：社会資本整備総合交付金 9, 1 3 4 億円の内数 (平成 2 5 年度国費))
 (予算額：社会資本整備総合交付金 9, 1 2 4 億円の内数 (平成 2 6 年度国費))
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置 (固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、平成 2 6 年度末までに 4, 5 4 7 h a と減少しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成することが困難と思われる。

(事務事業の実施状況)

平成 2 4 年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、平成 2 5 年予算において、住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施する

平成 2 5 年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施する。地方公共団体による密集市街地整備の一層の促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成 2 6 年度末までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、4, 5 4 7 h a と減少しているものの、目標達成に向けた成果を示していないことから B と評価した。
- しかしながら、地震時等に著しく危険な密集市街地のある地方公共団体が平成 3 2 年度末までに概ねの解消に向けて、着実に事業実施していることや、平成 2 7 年度に密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設したことから今後一層成果が出てくることが見込まれるため、引き続き推進していくこととする。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

平成 2 7 年度当初予算において、高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設

(平成 2 8 年度以降)

未定

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 林田 康孝）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 長谷川 貴彦）
関係課：都市局都市計画課（課長 宇野 善昌）
都市局市街地整備課（課長 英 直彦）
都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）
都市局公園緑地・景観課（課長 柳野 良明）
都市局まちづくり推進課（課長 横山 征成）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）
住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）

業績指標 50

地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

| | |
|---|--|
| A | 目標値：約 50%（平成 28 年度） 実績値：約 8%（平成 25 年度） 約 14%（平成 26 年度） 初期値：約 5%（平成 23 年度） |
|---|--|

（指標の定義）

地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

<分母>丘陵地と人口集中地区の分布及び変動予測調査の実施状況から抽出した、地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体の数

<分子>大規模盛土造成地マップを作成・公表又は危険な盛土造成地がないことを確認・公表した地方公共団体の数

（目標設定の考え方・根拠）

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日）

延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。（第 2 章）

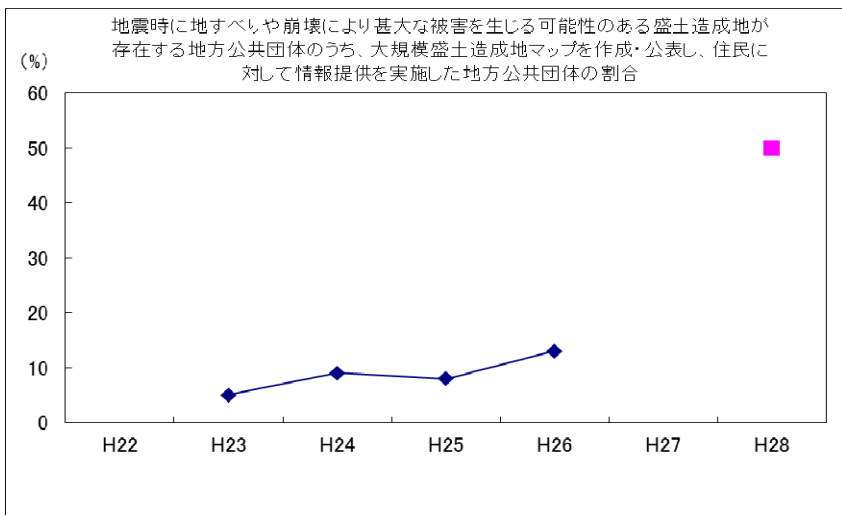
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

| 過去の実績値 | | | | | （年度） |
|--------|-------|-------|-------|---------|------|
| H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | |
| — | 約 5 % | 約 9 % | 約 8 % | 約 1 4 % | |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○宅地耐震化推進事業

・地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。

社会資本整備総合交付金 9,031 億円の内数（平成 25 年度国費）

社会資本整備総合交付金 9,136 億円の内数（平成 26 年度国費）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

大規模盛土造成地マップを作成・公表している地方公共団体は、平成 26 年度で約 14% であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮し、目標については概ね達成される見込み。

（事務事業等の実施状況）

・平成 26 年度までに 928（約 53%）の地方公共団体が変動予測調査に着手し、そのうち 761（約 43%）の地方公共団体が大規模盛土造成地の状況調査を完了している。調査を完了した地方公共団体においては、その公表に向けた調整を進めていることから、目標達成に向けて順調に進捗していると判断し、A 評価とした。

・地方公共団体における事業の推進を図るため、宅地耐震化推進事業に関する連絡調整会議を開催し、関係機関における情報提供や情報提供を行ってきた。あわせて、地方公共団体のニーズや東日本大震災の被害状況を踏まえ、変動予測調査ガイドラインや宅地耐震対策工法選定ガイドラインの改訂を行い、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 26 年度末までに調査が完了している地方公共団体は約 43% と順調に推移し、毎年約 160 程度の地方公共団体で調査が完了している。今年度以降についても、交付金申請などから同様の推移が見込まれるが、歩留まり 9 割で見積もっても今年度と来年度それぞれ 140 の地方公共団体で調査が完了し、平成 27 年度末までに 901 の地方公共団体で調査が完了するものと見込まれる。

・平成 26 年度末の公表率は約 14% にとどまっているが、公表率向上のための新たな措置として国土交通省 HP での調査結果の公表を進めており、今回は地方公共団体との調整に時間を要したため平成 26 年度末までの公表はできなかったものの、6 月 1 日時点では平成 25 年度末に調査完了した 601 地方公共団体の 85% にあたる 511 の地方公共団体が公表し、公表率は 29% と大幅に向上している。

・また、大規模盛土造成地のない地方公共団体については、国土交通省 HP で公表する措置により、調査終了後速やかに公表が可能である。調査済みの地方公共団体のうち 75%（これまでの調査実績から公表済みの 511 地方公共団体のうち 381 地方公共団体）において大規模盛土造成地がなく、同様の傾向であれば、平成 28 年度に調査完了見込みの 140 のうち 105 の地方公共団体は、大規模盛土造成地がないことから平成 28 年度末までの公表が可能となる。

・以上のことから、平成 28 年度末までには、①平成 27 年度末までに調査完了見込みの 901 の地方公共団体のうち 85%（766 地方公共団体）が公表すること、②平成 28 年度に調査完了見込みの地方公共団体のうち 75%（105 の地方公共団体）が大規模盛土造成地のない地方公共団体として年度内に公表し、さらに大規模盛土造成地がある地方公共団体についてもある程度公表することが見込まれる。

したがって、目標値設定年度の平成 28 年度末には少なくとも公表率 50%（ $1742 \times 0.5 = 871$ の地方公共団体）の目標を達成できることから、A と評価した。

（調査着手に向けた取組み）

調査に着手していない地方公共団体に対しては、昨年度策定した「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」についてブロック会議での周知を図るなど、調査の実施に向けた支援を行っている。

（調査結果の公表が進まない理由）

都道府県が調査し、公表に向けて市町村との調整に時間を要している場合や、全ての市町村で調査が完了するまで公表を控えている場合などがある。

（公表の促進に向けた取組み）

- ・調査完了に向けて変動予測調査等の実施を促進する。
- ・公表した場合の影響を懸念する地方公共団体に対しては、実際に公表した地方公共団体で混乱がなかった状況をブロック会議等で情報共有する。
- ・国のホームページにおいて進捗状況や調査結果を公表するなど国の関与を強める。
- ・地方整備局を通じて、直接市町村と公表に向けての相談を行う。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：都市局都市安全課 都市防災対策推進室 (室長 須藤 哲夫)

業績指標 5 1

地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率
 (地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)

評 価

| | | |
|---|--------------|------------|
| B | 目標値：約 70 % | (平成 28 年度) |
| | 実績値：約 46 % | (平成 25 年度) |
| | 約 52 % (速報値) | (平成 26 年度) |
| | 初期値：約 34 % | (平成 23 年度) |

(指標の定義)

地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち、耐震化が行われている割合。

(分母) 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長

(分子) 耐震化が行われている下水管渠の延長

(目標設定の考え方・根拠)

地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長のうち、実施予定から目標値を 70% と設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

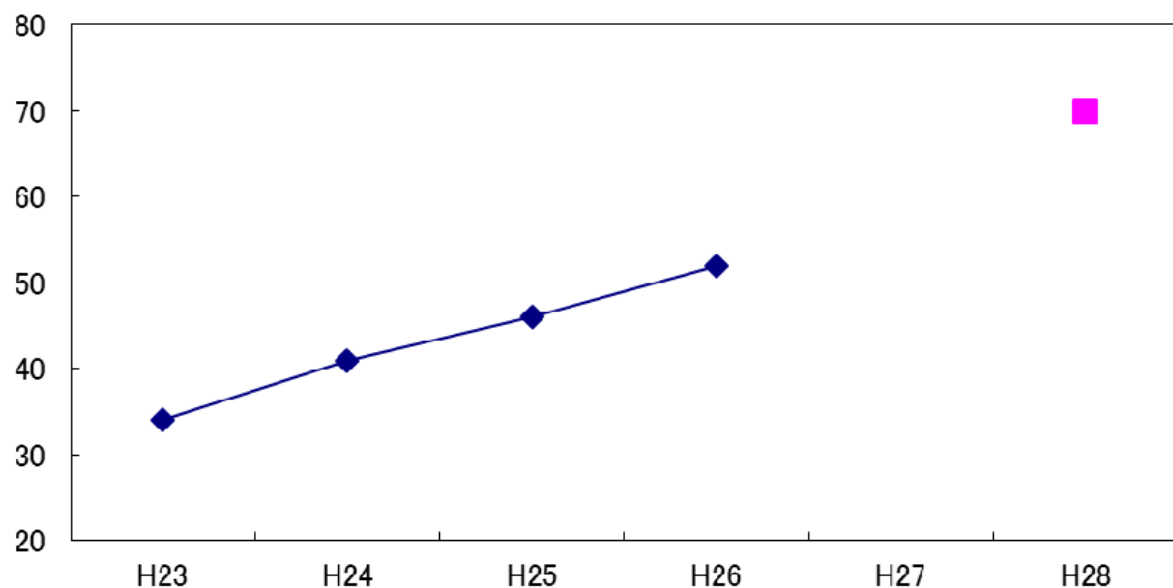
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日) 「第 3 章に記載あり」

【その他】**過去の実績値** (年度)

| H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | |
|--------|--------|--------|--------------|--|
| 約 34 % | 約 41 % | 約 46 % | 約 52 % (速報値) | |

(%) 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

- ・管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9, 0 3 1 億円の内数 (平成 2 5 年度国費)

9, 1 2 4 億円の内数 (平成 2 6 年度国費)

防災・安全交付金予算額 1 兆 0, 4 6 0 億円の内数 (平成 2 5 年度国費)

1 兆 0, 8 4 1 億円の内数 (平成 2 6 年度国費)

下水道事業関連予算額 5 4 億円の内数 (平成 2 5 年度国費)

5 3 億円の内数 (平成 2 6 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・当指標の平成 2 6 年度の実績値は約 5 2 % (速報値) であり、平成 2 3 年度から約 1 8 % 上昇している。平成 2 6 年度に「下水道施設の耐震対策指針と解説」を改定し、総合的かつ計画的な下水道地震対策の推進を図ったこと、平成 2 7 年度から下水道総合地震対策事業の地区要件を追加したことなどから、これまで以上の地震対策実施率の向上を見込んでいる。

(事務事業等の実施状況)

- ・新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受け、平成 1 7 年度に下水道法施行令を改正し構造基準を制定した。
- ・平成 1 8 年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成 2 1 年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、D I D 地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業を補助対象として拡充した。また平成 2 5 年度には、都市機能の継続的な確保を図るため、都市再生緊急整備地域に埋設されている管渠や、河川下管渠等の耐震化事業を拡充、平成 2 7 年度には「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に指定された緊急対策地区・防災対策推進地区を現行の地区要件に追加するなどしており、地震対策の推進を図っている。さらに、本事業の実施にあたっては平成 2 5 年度より 5 年間に以内に事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。
- ・平成 2 2 年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・東日本大震災を受け、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し、被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進した。また、これを踏まえ (公社) 日本下水道協会において平成 2 6 年度に「下水道施設の耐震対策指針と解説」及び「下水道の地震対策マニュアル」の改定を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないこととなるため、B と評価した。
- ・現在、下水道総合地震対策事業の旧制度から継続している箇所も含め、平成 2 5 年度末現在、事業箇所は 2 9 2 箇所となっている。平成 2 7 年度からは同事業の地区要件を追加することとしており、今後、さらなる事業実施を見込んでいる。また、平成 2 2 年に創設した社会資本整備総合交付金や平成 2 4 年度に創設した防災・安全交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援できるようになったこと、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめられている「下水道施設の対策指針と解説」を平成 2 6 年度に改定したことなどにより、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進していることから、今後はさらなる対策の促進による実施率の向上が見込まれる。
- ・さらに、平成 2 6 年度に行った今後の実施見込み事業量の調査結果も勘案すると、当指標は平成 2 8 年度に目標値に到達する見込みである。
- ・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画 (BCP) の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

下水道総合地震対策事業の地区要件の追加

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 （課長 森岡 泰裕）

業績指標 52

内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

評価

| | |
|---|---|
| B | 目標値：約100%（平成28年度） 実績値：約43%（平成25年度） 約56%（平成26年度） 初期値：約15%（平成23年度） |
|---|---|

(指標の定義)
 内水ハザードマップ作成対象市町村数のうち内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(%) (=①/②)
 ①：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数
 ②：一定規模以上の床上浸水被害等が発生した地区などを有する市区町村

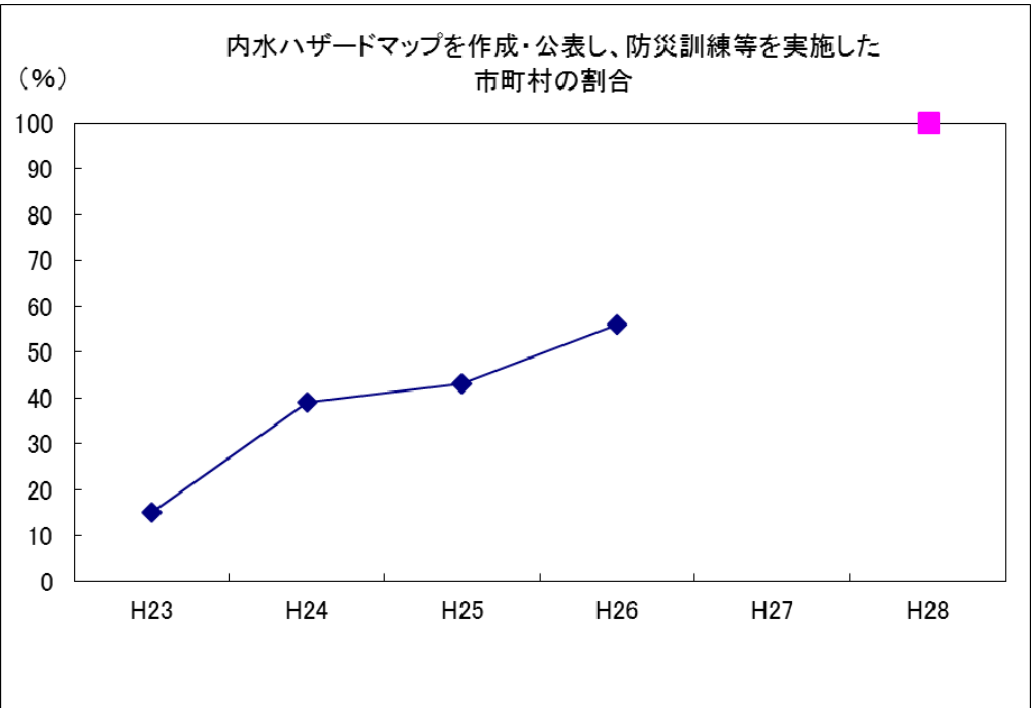
(目標設定の考え方・根拠)
 一定規模以上の床上浸水被害等が発生した地区等を有する市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村全てで平成28年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

(外部要因)
 地元との調整状況等

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章）
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」
【その他】
 なし

| 過去の実績値 | | | | (年度) |
|--------|------|------|------|------|
| H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 約15% | 約39% | 約43% | 約56% | |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)
下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数(平成25年度国費)
9,124億円の内数(平成26年度国費)
- 防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数(平成25年度国費)
1兆0,841億円の内数(平成26年度国費)
- 下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成25年度国費)
53億円の内数(平成26年度国費)(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成26年度の実績値は約56%となり、平成25年度より約13%進捗した。内水ハザードマップの作成・公表が着実に進捗しており、平成28年度の目標値の達成のために、このトレンドを維持する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に、地方公共団体による内水ハザードマップの作成・公表を推進するため「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図った。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。
- ・平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった防災訓練等のソフト事業についても地方公共団体へ支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体によるハザードマップの作成・公表、防災訓練等を推進した。
- ・平成26年度には、内水ハザードマップを作成するための技術的支援を行うため、「浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に係るQ&A集」を公表し、各地で勉強会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・国としても様々な取組みにより地方公共団体へ支援を行っており、内水ハザードマップの作成・公表は一定程度進んでいる。一方、内水ハザードマップを作成・支援を行っている公表したものの、防災訓練等を実施していない市区町村も多いことや、内水ハザードマップを作成するための調査等に時間を要しているなどの理由により、作成が遅れている。
- ・引き続き、内水ハザードマップ作成に向けた勉強会等を各地で開催するとともに、防災訓練等の実施を呼びかけるなど、地方公共団体の取組みを積極的に支援する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・他のハザードマップ作成に向けた取組みと連携し、内水ハザードマップ作成に向けた周知を行う。

(平成28年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 53

下水道施設の長寿命化計画策定率（地方公共団体）

評価

| | |
|---|---|
| A | 目標値：約 100% (平成 28 年度) 実績値：約 84% (平成 25 年度) 約 90% (速報値) (平成 26 年度) 初期値：約 51% (平成 23 年度) |
|---|---|

(指標の定義)

供用開始後 30 年を経過した下水道施設を管理している自治体における長寿命化計画を策定した割合。

(分母) 供用開始後 30 年を経過した下水道施設を管理している自治体数

(分子) 下水道施設の長寿命化計画を策定した自治体数

(目標設定の考え方・根拠)

供用開始後 30 年を経過した下水道施設を管理している自治体については、できるだけ早期に長寿命化計画が策定される必要があり、これらの自治体全てにおいて長寿命化計画を策定するとして設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

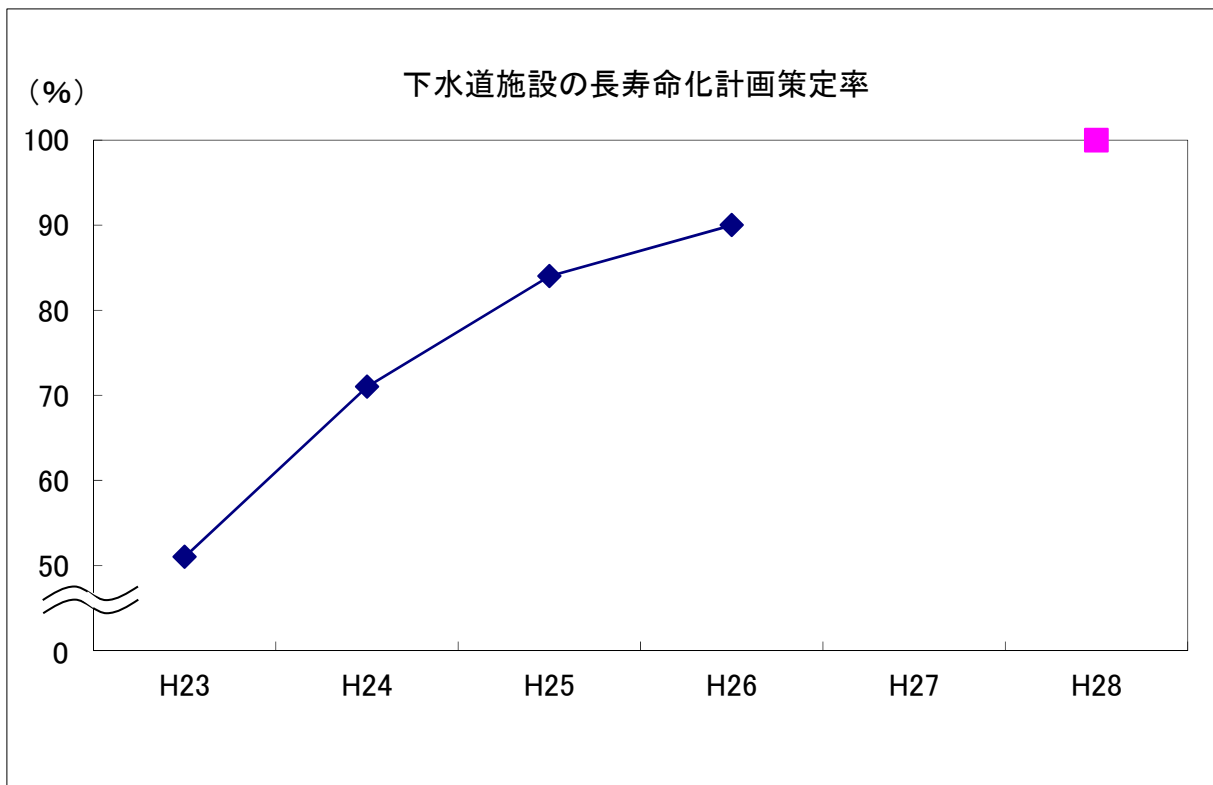
社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値

(年度)

| H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | |
|-------|-------|-------|-------------|--|
| 約 51% | 約 71% | 約 84% | 約 90% (速報値) | |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)
 - ・ 下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数 (平成25年度国費)
 - 9,124億円の内数 (平成26年度国費)
 - 防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数 (平成25年度国費)
 - 1兆0,841億円の内数 (平成26年度国費)
 - 下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成25年度国費)
 - 53億円の内数 (平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 当指標の平成26年度の実績値は約90%【速報値】であり、平成23年度から約39%上昇している。平成23年度から平成25年度のトレンドを延長すると、平成28年度は目標値を概ね達成できる見込みである。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築更新を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な長寿命化対策・改築更新を推進した。
- ・ 平成21年6月に、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(平成21年度版)をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図った。
- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・ 平成23年9月に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」を公表し、ストックマネジメントの実践により、維持管理・改築修繕の一体的な最適化を図り、持続可能な下水道事業実施の推進を図った。
- ・ 平成23年12月に「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」を公表し、下水管きょの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する設計、施工、品質管理に関する指針としてとりまとめ、適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きょの適切な改築・修繕を推進した。
- ・ 平成25年9月に「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」を公表し、ストックマネジメントの導入による下水道施設全体の将来的な改築事業量の平準化を踏まえた長寿命化計画の策定を推進した。
- ・ 平成25年度より、下水道施設の改築に対する交付は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定し、地方公共団体における長寿命化計画策定を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 当指標は平成23年度からの実績によるトレンドを延長すると、平成28年度に目標値に到達する見込みである。更に、平成25年度以降の施設の改築に対する交付は長寿命化計画に基づくものに限定すると定めていることから、今後は策定率の更なる上昇が見込める。
- ・ 厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点も踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。
- ・ 以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 (課長 森岡 泰裕)

業績指標 54

多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)

| 評 価 | |
|-----|---|
| ① B | 目標値：90%（平成27年度） 実績値：約85%（平成25年度） 初期値：約80%（平成20年度） |
| ② B | 目標値：90%（平成27年度） 実績値：約82%（平成25年度） 初期値：約79%（平成20年度） |

(指標の定義)

① 多数の者が利用する建築物の耐震化率（A/B）

A：Bのうち耐震性を有するもの（新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの）の数

B：多数の者が利用する建築物の総数

※ 「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。

②住宅の耐震化率（A/B）

A：Bのうち耐震性を有するもの（新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの）の数

B：住宅の総数

※1 「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。

※2 住宅の耐震化率は、5年毎に実施される住宅・土地統計調査をもとに推計しており、平成25年住宅・土地統計調査が公表されたため、これをもとに平成25年の耐震化率を推計した。

(目標設定の考え方・根拠)

① 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

(外部要因)

・目的達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

・第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

【閣議決定】

・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）

・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、平成26年12月改正施行。以下「マンション建替法」という。）

・平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げることとされている。

・平成27年3月31日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【閣決（重点）】

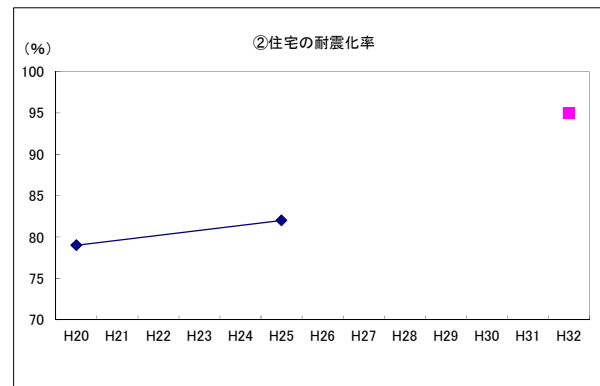
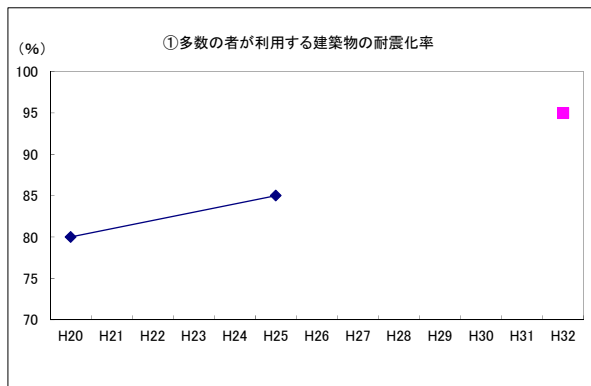
・平成24年8月31日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【その他】

・平成26年3月28日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

・平成26年6月3日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン2014」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

| 過去の実績値 | | | | | | | (年度) |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|
| | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |
| ① | 約 8 0 % | — | — | — | — | 約 8 5 % | — |
| ② | 約 7 9 % | — | — | — | — | 約 8 2 % | — |



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ① ②共通
- 平成 7 年度より建築物の耐震化支援制度を創設し、継続的に住宅・建築物の耐震化に対する支援を行っている。
 - 平成 2 1 年度以降、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
 予算額：社会資本整備総合交付金 9, 1 3 4 億円の内数 (平成 2 5 年度)
 9, 1 2 4 億円の内数 (平成 2 6 年度)
 防災・安全交付金 1 0, 4 6 0 億円の内数 (平成 2 5 年度)
 1 0, 8 4 1 億円の内数 (平成 2 6 年度)
 - 平成 2 5 年 1 1 月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
 - 耐震対策緊急促進事業により、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、通常の支援に加え、重点的かつ緊急的な支援を実施している。
 予算額：耐震対策緊急促進事業 1 0 0 億円 (平成 2 5 年度)
 耐震対策緊急促進事業 2 0 0 億円 (平成 2 6 年度)
- ①建築物の耐震化
- 改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置 (取得価額の 2 5 % の特別償却) 及び固定資産税の減額措置 (2 年間 1 / 2 減額) を講じている。
- ②住宅の耐震化
- 住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修等に関する補助額に 3 0 . 9 万円 / 戸を加算する時限措置を実施する。
 - 住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の 1 0 % 相当額 (2 5 万円を限度) を所得税額から控除するとともに、固定資産税の減額措置 (1 年間 1 / 2 減額、特に重要な避難路沿道にある住宅は 2 年間) を講じている。
 - 住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
 - 改正耐震改修促進法に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物 (マンション等) について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和している。
 - 改正マンション建替法に基づき、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業等を設けるとともに、必要な税制特例措置や予算上の支援措置を講じている。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 建築物の耐震化については、平成 2 0 年から平成 2 5 年の 5 年間で 5 ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年 (平成 2 7 年) においては目標値を下回る結果となっている。耐震改修促進法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組 (補助制度の整備等) により、平成 3 2 年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

- ・住宅の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で3ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成27年）においては目標値を下回る結果となっている。耐震改修促進法やマンション建替え法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）により平成32年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

① ②共通

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等を内容とする耐震改修促進法の改正を行い、同法の的確な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。

①建築物の耐震化

- ・平成26年度税制改正において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置（取得価額の25%の特別償却）及び固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を創設している。

②住宅の耐震化

- ・平成24年度補正予算において、住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修に関する補助額に30万円/戸を加算する時限措置などの拡充を実施している。（平成26年度予算において、消費税増額にともない30.9万円/戸とするとともに、平成26年度補正予算において、期限を平成27年度末まで延長。）
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。（平成27年度税制改正において、所得税減額の特例措置を平成31年6月まで延長。）
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に施行した改正マンション建替え法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・建築物の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成27年）においては目標値をやや下回る結果となることからBと評価した。耐震改修促進法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）により平成32年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・住宅の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で3ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成27年）においては目標値をやや下回る結果となることからBと評価した。耐震改修促進法やマンション建替え法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）により平成32年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとに地方公共団体との協議を進め、改正耐震改修促進法の的確な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備を要請していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・耐震対策緊急促進事業において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物の耐震改修補助について、適用期限に係る事業要件の拡充を行うことにより、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図っている。

（平成28年度以降）

- ・耐震対策緊急促進事業の適用期限（現行：平成27年度まで）の延長について、耐震対策の実施状況等について把握・分析した上で、平成28年度予算編成過程において検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 石崎 和志）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 長谷川 貴彦）

住宅局住宅生産課（課長 眞鍋 純）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 佐藤 将年）